

第106回ILO総会について

○会期、場所

2017年6月5日～6月16日、スイス（ジュネーブ）

○日本からの出席者

政府側：橋本厚生労働副大臣、勝田厚生労働省大臣官房総括審議官（国際労働担当） 他

労働者側：逢見連合事務局長、郷野参与 他

使用者側：得丸経団連雇用政策委員会国際労働部会長、松井労働法制本部参事 他

1. 本会議（日本政府代表演説等）

- ILO事務局長より、ILO創設100周年に向けた7つのイニシアティブの1つである「気候変動下での労働：グリーン・イニシアチブ」をテーマに、気候変動下におけるディーセント・ワークの機会の提供や適切な労働力の移行のために、①労使の全面的な関与、②社会的に受け入れ可能かつ有益な技能開発と社会的保護のための政策の実施が必要との提案がなされた。これを受け、各国政労使代表による演説が行われた。
- 日本政府からは、橋本厚生労働副大臣が出席し、我が国において、気候変動に対する対応として環境・エネルギー分野での技術開発や官民一体となった取組を進めていることや、生産年齢人口の減少に伴う課題の克服や持続可能な社会の実現のため「働き方改革」を進めていることを紹介するとともに、持続可能な経済とディーセント・ワークが両立する社会を目指し、世界と共に立ち向かっていくことを呼び掛ける演説を行った。

2. 労働の世界サミット

- ILO総会の一環として、「職場における女性」をテーマとする労働の世界サミットが開催された。
- 第1部では、国際労働組合総連合（ITUC）のバロー書記長、国際使用者連盟（IOE）のクロムヨング事務局長などによるパネル討議が行われた。また、第2部では、マルタ、モーリシャス、ネパールの3人の現職女性大統領による特別講演が行われた。

3. ILO理事選挙

- ILO総会中の6月12日に理事選挙が行われ、その結果、労働者側正理事に郷野晶子氏（連合参与）、使用者側正理事に松井博志氏（経団連労働法制本部参事）が、それぞれ再任された。再任の任期は3年間となっている。
- なお、正理事の定数は政府28人、労使それぞれ14人であり、政府側については日本を含む10カ国が常任理事国となっている。

4. 財政（2018-19年計画予算案）

- 2016-17年予算と比較して、全体では約7.8億USドル、約1.7%の減少となる計画予算案が提案され、本会議での投票の結果、賛成多数により採択された。

5. 労働力移動(移民)に関する委員会

- 労働力移動の動向とガバナンスに関する課題を検証し、移民労働者のディーセント・ワークを実現するために、労使対話の制度化、公正な採用の確保、ILOの条約やガイドラインなど既存の枠組みの見直しの是非、体系的データの整備等について、議論が行われた。
- 審議の結果、移民労働者の保護と労働市場統合、技能認証と能力開発、公正な採用、社会的保護、信頼できるデータ収集、一時的や不法な労働力移動への対応、二国間協定や地域的政策枠組みの促進等に重点的に取り組むこと等が取りまとめられ、結論文書として採択された。

6. 平和、安全及び災害からの回復のためのディーセント・ワーク:第71号勧告の改正に関する委員会(基準設定)

- 第二次世界大戦後の速やかな平時への移行を目指し、復員軍人等を労働市場に円滑に復帰させるための方法等を記載した第71号勧告について、紛争及び災害に起因する危機的状況に対する予防、回復等のための措置に関する勧告に改正するための議論が行われた(2回討議の第2回目)。
- 第1回目(2016年)の議論において合意が得られず持ち越しとなっていた「難民」と、今回新たにアフリカ政府グループから提案がなされた「移民」の記載については、危機的状況下に限定する形で盛り込まれた。
- 委員会で取りまとめられた勧告案は、本会議での投票の結果、賛成多数により採択された。

7. 労働における基本的原則と権利に係る周期的議論に関する委員会

- ILO総会では、①雇用、②社会的保護、③社会対話、④労働における基本的原則及び権利の4つの目標に関するILOや加盟国の取組について周期的に議論を行っている。
- 今回は、上記④に関する議論が行われ、審議の結果、政労使三者の対話、基本8条約の批准の推進、開発協力及びキャパシティ・ビルディングの促進等に重点的に取り組むこと等が取りまとめられ、結論文書として採択された。

8. 基準適用委員会

- 各国における条約の適用状況について個別審査等が行われ、24件すべてについて、政労使コンセンサスによる結論が採択された(日本案件はなし)。

9. 条約の廃止

- 1997年の第86回総会で採択され、2015年10月に発効したILO憲章第19条9により、総会において投票総数の3分の2以上の賛成があった場合には、既存のILO条約を廃止できることとなった。
- 今回は、第4号(夜業(婦人)、1919年)、第15号(最低年齢(石炭夫及火夫)、1921年)、第28号(災害保護(仲仕)、1929年)、第41号(夜業(婦人)(改正)、1934年)、第60号(最低年齢(非工業的労務)(改正)、1937年)、第67号(労働時間及び休息期間(路面運送)、1939年)の6条約について議論が行われ、本会議での投票の結果、全て廃止・撤回(※)することが決定された。

(※)「廃止」は現在法的効力を有している条約、「撤回」は現在法的効力を有していない条約を対象とするもの。